

日本競歩を強くする会規約（案）

第1条 （名 称）

本会は日本競歩を強くする会（以下本会という）と称する。

第2条 （目 的）

本会は日本の競歩の競技力向上及び普及発展を図ることを目的とする。

第3条 （事 業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競歩の指導者、競技者、審判員の育成の協力。
- (2) 競歩に関する合宿、講習会等の支援、運営協力。
- (3) 競歩に関する情報の公開、収集及び研究。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条 （会員と会費）

本会の会員は第2条の目的に賛同するものとし、その構成は次の通りとする。

- (1) 名誉会員は委員会が推薦し総会で承認されたものとし、会費は納入しなくて良い。
- (2) 個人会員は会計年度ごとに1口以上（年額1口5千円）の会費を納入したものとす
- (3) 団体会員は会計年度ごとに1口以上（年額1口1万円）の会費を納入したものとす
- (4) 賛助会員は会計年度ごとに1口以上（年額1口3千円）の会費を納入したものとす

第5条 （会員資格の取得と喪失）

本会の会員は前条の会費を納入することにより会員資格を取得する。

- 2 会員資格は納入会計年度から翌会計年度末まで資格を維持できる。
- 3 会員資格は納入会計年度から翌会計年度末までに納入しなかったときに自動的に喪失する。
- 4 会員資格は資格を有する会計年度であっても委員会の議決をもってその資格を失う。

第6条 （役 員）

本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 委 員 長 1 名
- (4) 委 員 若干名
- (5) 監 事 2 名
- (6) 事務局長 1 名

第7条 （役員を選任）

役員を選任を次の通りとする。ただし、役員は会員の中から選ぶ。

- (1) 会長は委員会に推薦され総会で承認されることにより選任される。
- (2) 副会長は委員会に推薦され総会で承認されることにより選任される。

- (3) 委員長は、委員の推薦により選任される。
- (4) 委員は、総会において選任される。
- (5) 監事は委員会に推薦され総会で承認される。
- (6) 事務局長は委員長が指名する。

第8条 (役員)の職務)

本会の役員)の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 委員長は、会長及び副会長を補佐し、委員会の議決に基づき本会の業務の責に任ずる。
- (4) 委員は本会の業務の遂行にあたる。
- (5) 監事は本会の業務及び経理を監査する。
- (6) 事務局長は本会の業務及び経理の事務にあたる。事務局長は若干名の事務局員を指名できる。

第9条 (役員)の任期)

本会の役員)の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 本会の役員)の改選年度は(財)日本陸上競技連盟専門員会委員の改選年度と同一とする。
- 3 補欠の役員は前任者の残任期間とする。

第10条 (役員)の解任)

役員は、次の各号の一に該当するときは総会出席者数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反やその他役員としてふさわしくないと委員会)が認めるとき。

第11条 (総会)

総会は個人会員、団体会員)の代表者(1名)及び本会の役員)をもって構成し、会長の招集により年一回以上開催される。

- 2 総会の議決権は、個人会員、団体会員)の代表者及び第6条)の役員)が持つ。
- 3 総会の議長は、総会の出席者により互選する。互選の際の議長は委員長)になる。
- 4 総会の議決は議決権を有する会員の過半数(委任を含む)をもって決し、可否同数の時は議長)の決するところによる。
- 5 賛助会員)は議長)の求めに応じて意見を言うことができるが議決権は持たない。
- 6 総会の期日は、事前に告知する。

第12条 (委員会)

委員会の名称は競歩部会(以下部会という)とする。

- 2 部会は第3条)の事業を達成するために活動する。
- 3 部会は本会の役員)をもって構成し、会長の招集により年一回以上開催される。
- 4 部会の期日は事前に告知する。
- 5 部会の議長は委員長)が指名する。

- 6 部会の議決は出席委員の過半数（委任を含む）をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第13条 （専門部）

部会は部会の活動を補佐するため専門部をおくことができる。

- 2 専門部は競技部と審判部とする。
- 3 専門部の代表は委員の中から、委員会が指名する。
- 4 専門部の委員は専門部の代表が会員の中から推薦し、委員会が承認する。
- 5 専門部の会議は委員長または専門部の代表が招集して行う。

第14条 （経理）

本会の経費は、次のもので支弁する。

- (1) 本会の会費
- (2) 事業収入
- (3) その他の収入

- 2 経理事務の責は事務局長が負う。

第15条 （慶弔規程）

本会の慶弔規程は別表に定める。

第16条 （会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第17条 （規約の変更）

本規約の改廃は、部会が責を負い、総会出席者数の3分の2以上の議決をもって成立する。

第18条 （細則）

本規約施行について必要な事項の細則は別にこれを定める。

附 則 本規約は平成16年 9月19日から効力を生ずる。

別表

	金1万円以上 又は同程度の物	金5千円以上 又は同程度の物
オリンピック及び世界選手権の 日本代表選手に選ばれたとき	○	
名誉会員、個人会員の本人の死亡	○	
名誉会員、個人会員の実父母または実子 及び団体会員の代表者本人の死亡		○
賛助会員本人が死亡したとき		○
会員以外の(財)日本陸上競技連盟専門 委員会委員他競歩関係者及びその親族	贈与の必要の有無、内容についてはその都度、会 長または委員長が判断する。	